

生活環境保全上の対策を記載した書類(別記様式78)記載例

別記様式 7 8

生活環境保全上の対策を記載した書類 (再生活用用)

再生活用する産業 廃棄物の種類	汚泥 (下水汚泥)
再生活用の方法	資料 1 - 2 に示す方法のとおり。
飛散、流出 防止措置	<p>○農家搬出前に市町村等がたい肥化を行う場合、この際の措置 (下水道法の規定により行う作業を除く。) を記載</p> <p>○運搬過程における措置を記載</p> <p>○たい肥盤等で利用者がたい肥化を行う場合、この際の措置を記載 (資料 9 - 1 を参照しつつ、適切な構造であることを説明すること。)</p> <p>○施用の際行う措置 (例えば、マニアスプレッターにより散布施用後、速やかにロータリにより耕起し、汚泥が流出しないようにするなど、施用の際に留意する事項、その他、隣接河川の状況など) について記載</p> <p>(詳細は資料 3 - 2 参照)</p>
悪臭発散 防止措置	<p>「飛散、流出防止措置」と同様、それぞれの処理過程において講ずることとする適切な措置について記載</p> <p>(詳細は資料 3 - 2 参照)</p>
火災及び爆発 防止措置 (廃油等)	火災、爆発は想定されない。
その他の生活環境 保全上の対策	<p>その他生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれのある場合、直ちに使用を中止し、適切な対策を講ずるとともに、申請者から〇〇支庁環境生活課に速やかに連絡する。</p> <p>また、生活環境保全上の支障が生じた場合、申請者が責任を持ってこれを除去する。</p> <p>利用する汚泥は資料 1 - 5 のとおり、肥料登録を受けているものであり、その利用に当たっては、〇〇農業改良普及センターから資料 3 - 3 のとおり指導を受けていることから、指導のとおり利用する。</p> <p>また、資料 3 - 4 に示すとおり、汚泥施用土壌については、定期的なモニタリングを行うとともに、結果が基準値を超えた場合は、直ちに汚泥の利用を中止し、必要な対策を講ずる。</p>

- 各欄の斜字で示した部分については、内容について具体的に記載
- その他の部分については、そのまま又は選択して記載